

京都大学総務部広報課全学同窓会準備室要項

(平成16年11月1日総長裁定制定)

第1 本学における全学的な同窓会組織の準備に係る事務を円滑に処理するため、総務部広報課に全学同窓会準備室(以下「準備室」という。)を置く。

第2 準備室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 各学部同窓会、地域同窓会、課外活動組織のOB会等の情報収集に関すること。
- (2) 全学同窓会準備に係る連絡調整に関すること。

第3 準備室に室長及び室員を置く。

- 2 室長は、総務部広報課専門員(渉外担当)をもって充てる。
- 3 室長は、上司の命を受け、準備室の室務を総括する。
- 4 室員は、総務部広報課の職員をもって充てる。
- 5 室員は、室長の命を受け、準備室の室務に従事する。

第4 この要項に定めるもののほか、準備室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成16年11月1日から実施する。